

# 滝沢市の学校教育の在り方に関する報告書

令和5年3月

滝沢市の学校教育の在り方検討委員会

## 目 次

はじめに	1
------	---

滝沢市の学校教育の在り方検討委員会 委員名簿	2
------------------------	---

### 第1章 滝沢市の学校教育について

1 滝沢市の学校教育目標	3
2 滝沢市のめざす学校像～「正義」と「信頼」の学校～	3
3 滝沢市の教育の重点	3

### 第2章 全国、岩手県、滝沢市の概要

1 全国の公立学校児童生徒数と学校数の推移	6
2 岩手県の公立学校児童生徒数と学校数の推移	7
3 滝沢市の児童生徒数と学校数の推移	8

### 第3章 学校規模の検討について

1 滝沢市の学校規模の状況	11
2 協議における主な意見	12
3 協議のまとめ	13

### 第4章 学級規模の検討について

1 滝沢市の学級規模の状況	14
2 協議における主な意見	15
3 協議のまとめ	16

### 第5章 学校施設と通学状況の検討について

1 学校施設について	17
2 通学状況について	19
3 協議における主な意見	20
4 協議のまとめ	20

まとめ	21
-----	----

### 資料

1 滝沢市の学校教育の在り方検討委員会設置要綱	22
2 滝沢市の学校教育の在り方検討委員会 会議の開催の状況	23
3 小学校学区図・中学校学区図	23

## はじめに

全国の自治体において少子化の波が進行する中、各自治体においては少子化対策に取り組んでいるところですが、滝沢市においても小中学校の児童生徒数は、平成10年をピークに増減を繰り返しながら、徐々に減少していく見込みです。こうした児童生徒数の変化に加え、学校教育に求められる質や内容の変化、学校施設の老朽化、教職員の多忙化等により、滝沢市の学校教育を取り巻く環境に様々な変化が生じています。

滝沢市では、子供たちの教育環境を考え、これまで過大規模校2校の解消に向けて取り組んできた経緯があります。私は平成24年度より新設校の整備委員会委員長として、また、平成29年度からは開校準備委員会委員長として過大規模校の解消に関わって参りました。その間、委員の皆様より多くのご意見をいただきながら、子供たちにとって望ましい教育環境について検討して参りました。その結果、平成31年4月の滝沢中央小学校の開校により、それまで岩手県内第1位・第2位の規模であった滝沢小学校（最大31学級）、鶉飼小学校（最大29学級）の過大規模校が解消され現在に至っています。

文部科学省では、少子化に対応した学校規模の適正化について、各市町村の主体的な検討を求めています。現在の滝沢市においては過大規模校の解消を終えた一方で、令和3年度から市内小中学校で完全複式学級が2校となったこと等から、過小規模校の教育環境についても検討する必要が出てきました。

これらを受けて、多様化・複雑化する未来の社会を見据え、滝沢市の児童生徒が社会変容に適応するための「生きる力」を育むために伸ばしたい能力や、ふさわしい教育環境など「学校教育の在り方」について総合的な検討を行いたいとの要請を受け、私が「滝沢市の学校教育の在り方検討委員会」の委員長を拝命いたしました。

本委員会では、滝沢市の学校の教育環境はどうあればよいのか、特に小規模校の教育環境の在り方について令和3年度から2年間、計6回の会議を開催し、協議を重ねてまいりました。

今後の滝沢市の学校教育の在り方について、(1)滝沢市の教育について、(2)小中学校の学校数・児童生徒数の状況について、(3)学校規模による教育活動と授業について、(4)施設の状況と通学の状況についての4つの観点から検討しました。様々な視点について各委員からご意見をいただき協議を重ねた結果を、ここに報告書として提出します。

この報告書の内容は、本委員会でこれまで議論した内容をまとめたものです。今後は、この報告書を基に、市教育委員会が保護者や地域の方々の理解を得ながら、滝沢市らしさを生かした魅力ある学校づくりを推進し、滝沢市の未来を担う子供たちにとって望ましい教育環境の充実にに向けて尽力いただくよう、願うものであります。

令和5年 3月

滝沢市の学校教育の在り方検討委員会

委員長 狩野 徹

滝沢市の学校教育の在り方検討委員会 委員名簿

氏 名	役 職 等	根拠条文	備 考
阿 部 正 喜	滝沢市商工会会長	第3条2(5)	
石 川 昌 之	姥屋敷小中学校PTA会長	第3条2(3)	
井 上 勝 巳	一本木中学校区教育振興運動推進協議会長	第3条2(2)	
牛 抱 政 行	滝沢市教育振興運動推進協議会長	第3条2(2)	副委員長
大 西 洋 悦	盛岡大学文学部児童教育学科 教授	第3条2(1)	
岡 崎 久 美 子	滝沢中央小学校PTA会長	第3条2(3)	
岡 田 洋 一	滝沢市企画総務部長（令和3年度）	第3条2(5)	R4.3月まで
小 原 由 紀	盛岡北高等学校長	第3条2(4)	
狩 野 徹	岩手県立大学 副学長	第3条2(1)	委員長
久 保 正 秋	滝沢市市民環境部長（令和4年度）	第3条2(5)	R4.4月から
齊 藤 新 一	滝沢市農業委員会会長	第3条2(5)	
齋 藤 誠 司	滝沢市市民環境部長（令和3年度）	第3条2(5)	R4.3月まで
佐 藤 勝 之	滝沢市企画総務部長（令和4年度）	第3条2(5)	R4.4月から
佐 藤 進	岩手大学教職大学院 特命教授	第3条2(1)	
白 澤 仁	滝沢第二小学校PTA会長	第3条2(3)	
高 橋 雅 寛	柳沢小中学校区教育振興運動推進協議会長	第3条2(2)	
立 花 美 奈 子	鶺鴒保育園長	第3条2(4)	
田 村 忠	岩手大学教職大学院 特命教授	第3条2(1)	
中 村 美 以 子	鶺鴒小学校長	第3条2(4)	
山 内 大 輔	滝沢中学校PTA会長	第3条2(3)	
山 口 淑 子	医療法人山口クリニック院長	第3条2(5)	
山 本 一 平	柳沢小中学校長	第3条2(4)	

敬称略 五十音順（役職等：令和3年9月委嘱時）

## 第1章 滝沢市の学校教育について

滝沢市の「学校教育の在り方」について検討するにあたり、滝沢市がどのような学校づくりを目指し、どのような子供を育成していくべきかについて、滝沢市の児童生徒の現状等を踏まえながら、「滝沢市の学校教育」としてまとめました。

### 1 滝沢市の学校教育目標

#### 「明るく かしこく たくましい子ども」の育成

- 1 豊かな心を持ち、人間としてよりよく生きようとする子ども
- 2 ものごとを深く考え、真理を追究する子ども
- 3 健康や安全に気を配り、たくましい気力・体力をもつ子ども

### 2 滝沢市の目指す学校像～「正義」と「信頼」の学校～

#### (1) 「正義」が通る学校づくり

学校生活にとって最も大事なことは、子供たちが安心して、生き生きと生活が送られるような学校・学級づくりをすることであり、そのためにも「正しいことが正しい」と堂々と言える正義が通る学校づくりを目指します。

#### (2) 「信頼」される学校づくり

「正義」が通る学校の実現のためには、教員が、児童生徒、保護者、地域から「信頼」されることが必要であり、教員と児童生徒、教員と保護者が互いに信頼し合い、地域と一緒に取り組む学校づくりを目指します。

### 3 滝沢市の教育の重点

#### ① 郷土を愛する心を育む「滝沢魅力学」

滝沢を知り、よいところを見つけ、さらに、滝沢の魅力を再発見し、子供の学びを深め、滝沢市民の一員として郷土への愛着を持つ

- ・総合的な学習の時間における郷土理解と郷土芸能活動への取り組みを推進し、滝沢市の魅力を再発見するとともに滝沢市に対する郷土愛を育む
- ・社会科副読本「わたしたちのたきざわ」及び郷土史「滝沢市の歩み」による郷土理解の学習を推進する
- ・郷土芸能活動への学校特有の取り組みを通して、郷土芸能の保存・継承する人材を育成する

#### ② 確かな学力の育成

これからの社会で活躍する資質・能力の育成、児童生徒の実態に応じた授業改善の推進と家庭学習の充実、生徒の進路実現に向けた指導の推進、幼児期の教育との円滑な接続等

- ・児童生徒が多様な考えを交流できる主体的・対話的で深い学びを実現する
- ・切磋琢磨しながら集団で作り上げる喜びを感じることができる授業を通じ、児童生徒の資質・能力の育成を目指した授業を実現する

- ・9年間を見据えた「滝沢市小・中学校ジョイントアップ・スクール」事業の実施と「生きる力」を育む学校教育の充実を図る
- ・GIGA スクール構想で配備された ICT 機器の効果的な活用を通じて、児童生徒の資質・能力を育成する
- ・県立大学との地域協働研究「プログラミング教育」の実施による論理的な思考力の育成
- ・さまざまな価値観や背景をもつ児童生徒同士の関係を深めるとともに、相互に考えを伝えながら、合意形成・課題解決するためのコミュニケーション能力を育む
- ・「特別支援教育コーディネーター研修会兼幼保小中連携研修会」の実施による幼保小中の連携

### 3 豊かな心の育成

自他の生命を大切に、他者の人権を尊重する心の育成、体験活動等を通じた豊かな心の育成、学校の文化芸術教育の推進、社会に参画する力の育成等

- ・毎月11日を「安全・安心・心の日」と位置付け「命の大切さ」「思いやりの心」等を考える機会とする
- ・被災地訪問や防災教育を充実させ、命を大切にする教育を推進する
- ・学校教育活動全体を通じて道徳教育の充実に努め、「友達や自分の命を尊重する態度」「思いやりの心」「郷土を愛する心」等、豊かな人間性を育む
- ・「国籍・人種・宗教など、いかなる差別もせず人間のいのちと健康、尊厳を守る」というJRCの理念のもとに、気づき・考え・行動する「思いやりの心」を育む

### 4 健やかな体の育成

豊かなスポーツライフに向けた学校体育の充実、適切な部活動体制の推進、健康教育の充実等

- ・学校教育振興協議会及び教育振興運動と連動し、生活習慣の確立を目指した取組を推進する
- ・部活動を通して体力・運動能力の向上を目指し、望ましい生活習慣の確立や健康の保持増進を目指した取り組みを推進する
- ・「滝沢市中学校における部活動の在り方に関する方針」に則り、生徒の自主的・自発的な活動に対する適切な支援及び指導を行う
- ・新型コロナウイルス感染症対策を講じた感染防止のための取組を徹底するとともに、差別や偏見、誹謗中傷は絶対に許されない行為であることについて規範意識を高める
- ・栄養教諭と連携した給食指導の充実、望ましい食習慣の確立と健全な発育を目指した取り組みを推進する

### 5 学びの基盤づくり

安心して学べる環境づくり、目標達成型の学校経営、多様なニーズへの対応、教職員の確保・育成、教職員の働き方改革等

- ・学校施設の維持管理や修繕、整備、老朽化への対応と、新たな教育ニーズへの対応を踏まえた学校環境整備の充実を図る
- ・「滝沢市教職員働き方改革プラン」に基づき、教職員の時間外在校等時間の縮減を図り、教員の多忙化解消の取り組みを推進する

- ・教科担任制による専門性をもった教師によるきめ細かな指導と授業の質の向上を図るとともに、学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革の推進を図る

## 6 生徒指導への確かな対応

いじめ防止対策の推進、いじめ事案への適切な対処、不登校対策の推進、健全育成に向けた対策、組織的な相談体制の充実等

- ・「いじめ防止等の基本的な方針」に則り、道徳など学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う
- ・自己存在感と好ましい人間関係に配慮した指導の充実に努め、「児童生徒間の人間関係」「教師との人間関係」「授業」「部活動」等、様々な要因に対する不適応、不登校を未然に防止する
- ・「不登校児童生徒解消対策事業」を展開し、安心して学校生活を送れるよう、個々のケースに応じた支援・指導を組織的に行う
- ・学級や学年の枠を超えて同好の児童生徒が主体的・自発的に集い、部活動顧問の指導のもとで集団としての目的や目標をもち、切磋琢磨することを通じて人間関係の大切さや組織を機能させることの重要性を学ぶ機会とする

## 7 特別支援教育の推進

就学前から卒業後までの一貫した支援の充実、特別支援教育の多様なニーズへの対応、市民と協働した特別支援教育体制づくりの推進、教職員の専門性の向上等

- ・校内就学支援体制の充実と市就学指導委員会が連携し、一人一人に応じた就学支援を行う
- ・特別支援教育支援員の配置及び各校への巡回相談を実施し、個に応じた支援・助言及び指導を行う
- ・小学校新入生保護者説明会等において「発達障がい説明会」を実施し、学校・家庭の連携を図るとともに、適切な就学支援体制を確立する

## 8 学校と家庭・地域との協働の推進

学校・家庭・地域が連携する仕組みづくり、多様な体験活動の充実、地域学校協働活動の推進等

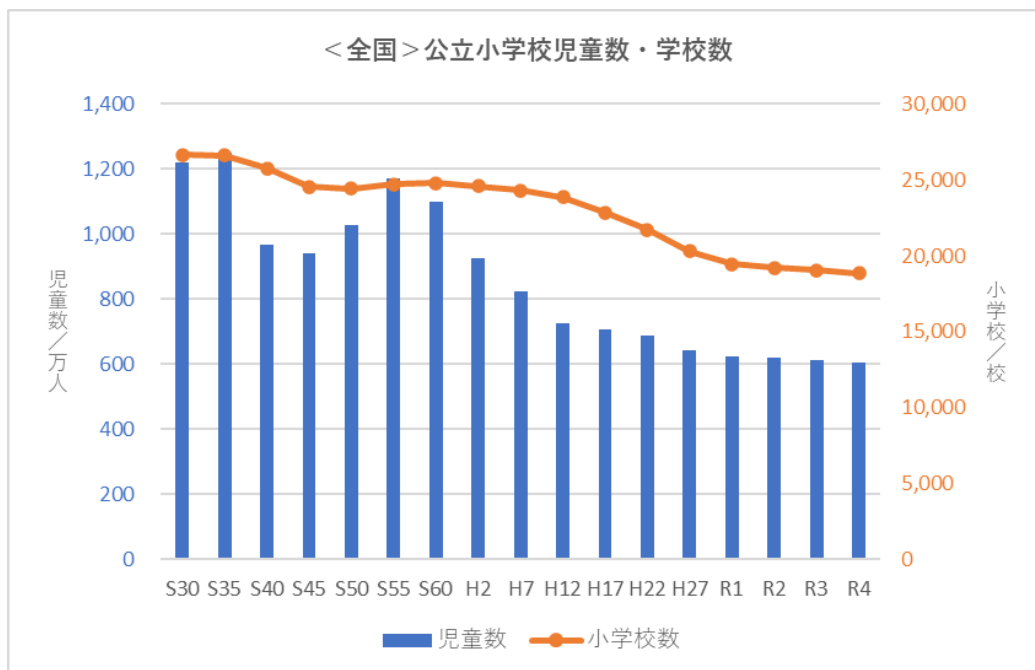
- ・コミュニティスクール（学校教育振興協議会）を各校に導入し、地域の結びつきを生かし、地域の核となる学校に対する支援体制の強化と教育活動の充実を図る
- ・盛岡大学、県立大学と連携した「ラーニング・サポーター・プロジェクト事業」を実施し、学力不振及び不登校等、学校不適応児童生徒に対する学習相談をはじめとした学習上のつまずきの解消や学習意欲の向上等、学力向上及び学校不適応の解消を図る
- ・地域ぐるみの学校安全体制整備事業により、学校・PTA・地域・関係機関の連携を図り、スクールガードによる登下校の見守り活動を推進する

## 第2章 全国、岩手県、滝沢市の概要

### 1 全国の公立学校児童生徒数と学校数の推移

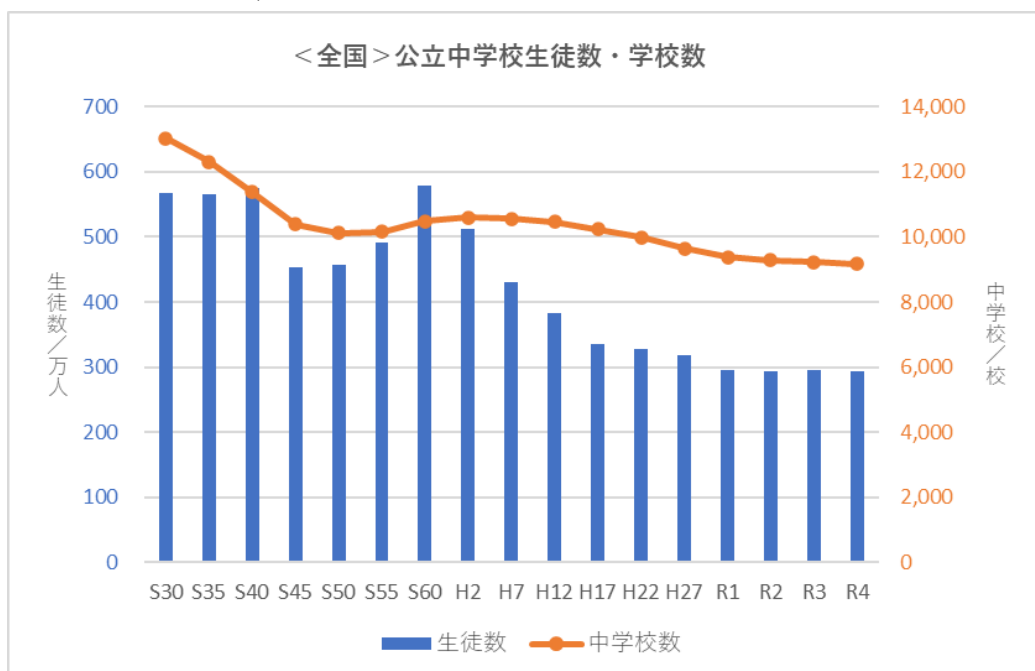
#### 小学校

全国では、下記のグラフのとおり第1次ベビーブームの昭和35年の児童数約1,250万人が、令和2年時点において約620万人と半数に減少しています。一方で、学校数は昭和35年で約27,000校が、令和2年時点では約19,000校と約3割の減少となっています。



#### 中学校

全国では、下記のグラフのとおり昭和40年の生徒数約570万人が、令和2年時点において約300万人と公立小学校児童数と同様に半数に減少しています。一方で、学校数は昭和40年で約11,400校が、令和2年時点では約9,300校と約2割の減少となっています。

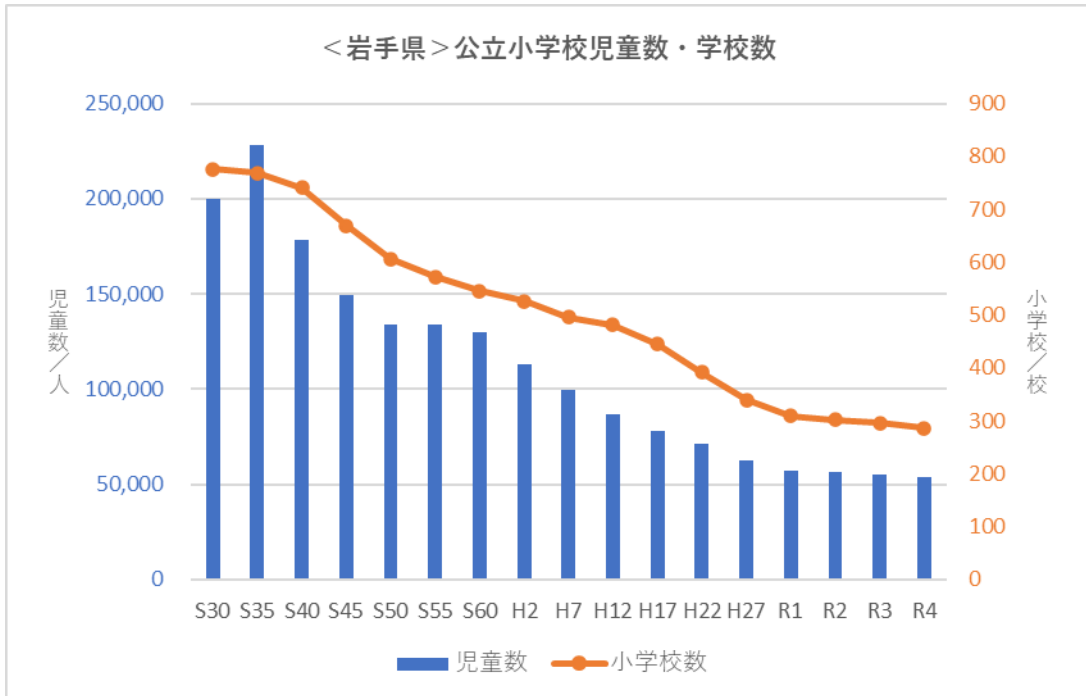




## 2 岩手県の公立学校児童生徒数と学校数の推移

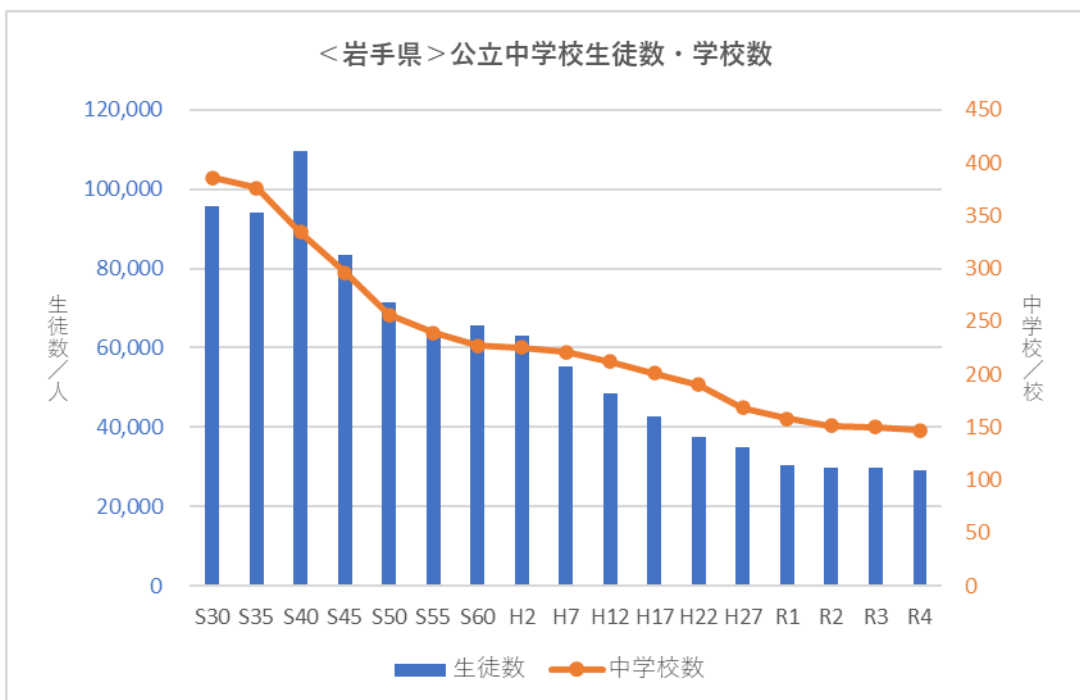
### 小学校

岩手県では、下記のグラフのとおり、児童数のピークは昭和 35 年で約 23 万人、令和 2 年時点において約 56,000 人と約 4 分の 1 に減少しています。一方で、学校数は昭和 35 年で 769 校が、令和 2 年時点において 302 校と半数以下に減少しています。



### 中学校

岩手県では、下記のグラフのとおり生徒数のピークは、昭和 40 年で約 11 万人、令和 2 年時点においては約 3 万人と約 4 分の 1 に減少しています。一方で、学校数は昭和 40 年で 334 校が、令和 2 年時点において 151 校と半数以下に減少しています。

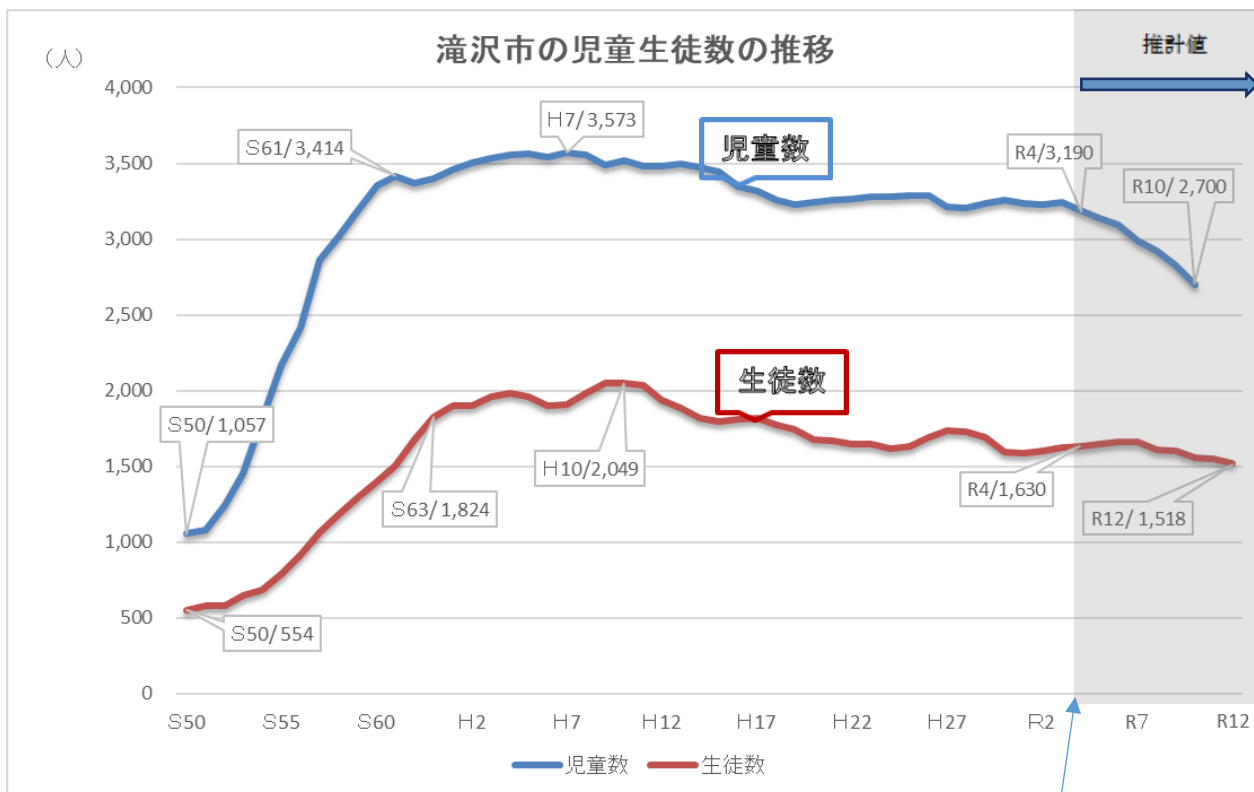


### 3 滝沢市の児童生徒数と学校数の推移

#### (1) 児童・生徒数と学校数の推移

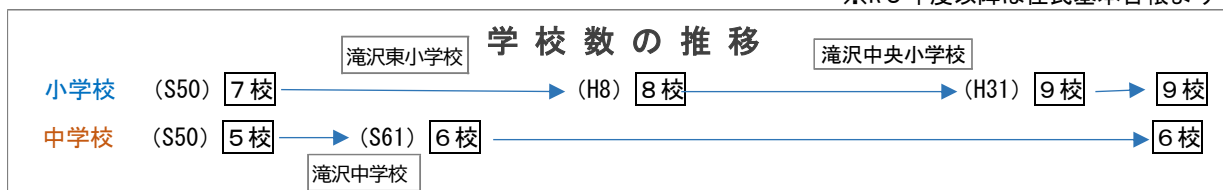
児童及び生徒の推移については、下記のグラフ「滝沢市の児童生徒数の推移」によると、児童数は、昭和50年の1,057人から昭和61年の3,414人まで約3倍と急激に増加し、ピーク時の平成7年の3,573人まで継続して増加しています。また、生徒数については、昭和50年の554人から昭和63年の1,824人まで児童数と同様に約3倍と急激に増加し、ピーク時の平成10年の2,049人まで継続して増加しています。

その後、児童数・生徒数ともに増減を繰り返しながら徐々に減少し、令和4年には、児童数3,190人、生徒数1,630人となっており、今後も減少傾向が続くと予測されます。



R4

※R5年度以降は住民基本台帳より



全国の児童生徒数は、この60年間で半数に減少し、小学校数は3割、中学校数は2割の減少となっています。また、岩手県の児童生徒数は、この60年間で4分の1に減少し、学校数は半数の減少となっています。全国・岩手県ともに、児童生徒数の減少と比べ、学校数はなだらかな減少に留まっていることから、児童生徒数が少ない小規模校や過小規模校が増加していると考えられます。

一方、本市においては、全国、岩手県とは異なる推移を辿り、この60年間では児童生徒数、学校数ともに増加してきました。今後は全国的な少子化と同様、本市の児童生徒数は減少していく見込みですが、今後の児童生徒数の推移については小中学校別に比較する必要があります。

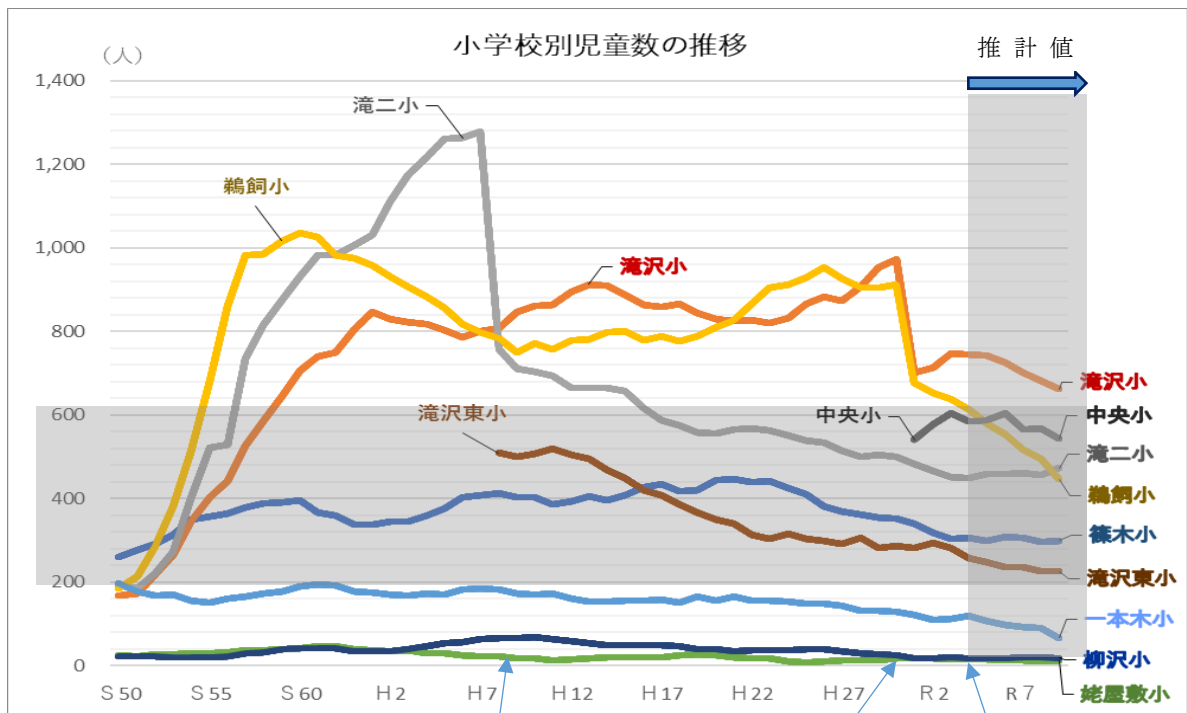
(2) 小学校毎の児童数の推移

滝沢市の小学校数については、下記のグラフ「小学校別児童数の推移」のとおり、昭和50年は7校でしたが、富士見団地宅地造成に伴い滝沢第二小学校児童がピーク（1,278人）となった平成7年の翌年の平成8年に滝沢東小学校を開校しました。さらに、あすみ野団地の開発に伴う滝沢小学校児童の増加と、滝沢ニュータウン宅地開発に伴う鶺鴒小学校児童の増加に伴い平成31年4月に滝沢中央小学校を開校し、現在9校となっています。

また、小中併設校であった学校については、児童生徒数の増加に伴い昭和54年には滝沢第二中学校が、平成4年には一本木小中学校が小学校と中学校を分離独立しました。

現状においては滝沢市の過大規模校は解消されており、今後児童数は徐々に減少し、大規模校は適正規模校へ移行していくと予想されます。

一方、小規模校である一本木小学校及び過小規模校である姥屋敷小学校、柳沢小学校については緩やかに児童数が減少しており、姥屋敷・柳沢両校においては複式学級となっています。



小学校	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
篠木小	児童数 260	358	397	344	407	393	434	440	370	319	303	306	300	309	306	297	300	275
	通常学級数 8	12	12	12	12	12	13	13	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
滝沢小	児童数 169	403	706	830	800	894	858	827	872	714	748	746	743	726	702	682	662	635
	通常学級数 6	12	18	24	23	25	26	25	26	23	24	24	24	24	24	23	22	21
滝二小	児童数 193	521	932	1,110	1,278	664	588	568	514	466	451	449	459	459	461	456	473	448
	通常学級数 7	15	23	30	35	20	18	18	17	16	18	18	18	18	18	17	17	16
鶺鴒小	児童数 185	681	1,035	932	799	778	788	866	927	653	637	615	581	553	517	496	446	421
	通常学級数 7	18	25	26	23	23	24	25	29	21	21	20	19	19	18	18	16	15
一本木小	児童数 198	151	189	171	186	160	158	157	143	111	113	120	107	98	92	91	67	63
	通常学級数 6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	5
姥屋敷小	児童数 25	29	43	35	22	15	21	18	13	19	16	15	15	14	13	11	12	11
	通常学級数 3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
柳沢小	児童数 24	21	43	36	63	60	49	38	35	18	20	17	18	19	21	20	19	18
	通常学級数 3	3	4	4	6	6	4	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
滝沢東小	児童数					506	408	313	291	293	283	258	248	236	236	226	226	224
	通常学級数					18	12	12	11	11	10	11	11	11	11	11	11	11
中央小	児童数									577	605	585	588	604	565	567	543	526
	通常学級数									20	19	19	19	19	18	18	18	18
合計	児童数 1,054	2,164	3,345	3,458	3,555	3,470	3,304	3,227	3,165	3,170	3,176	3,111	3,059	3,018	2,913	2,846	2,748	2,621
	通常学級数 40	69	91	105	108	113	106	106	107	115	116	116	115	115	113	111	108	104

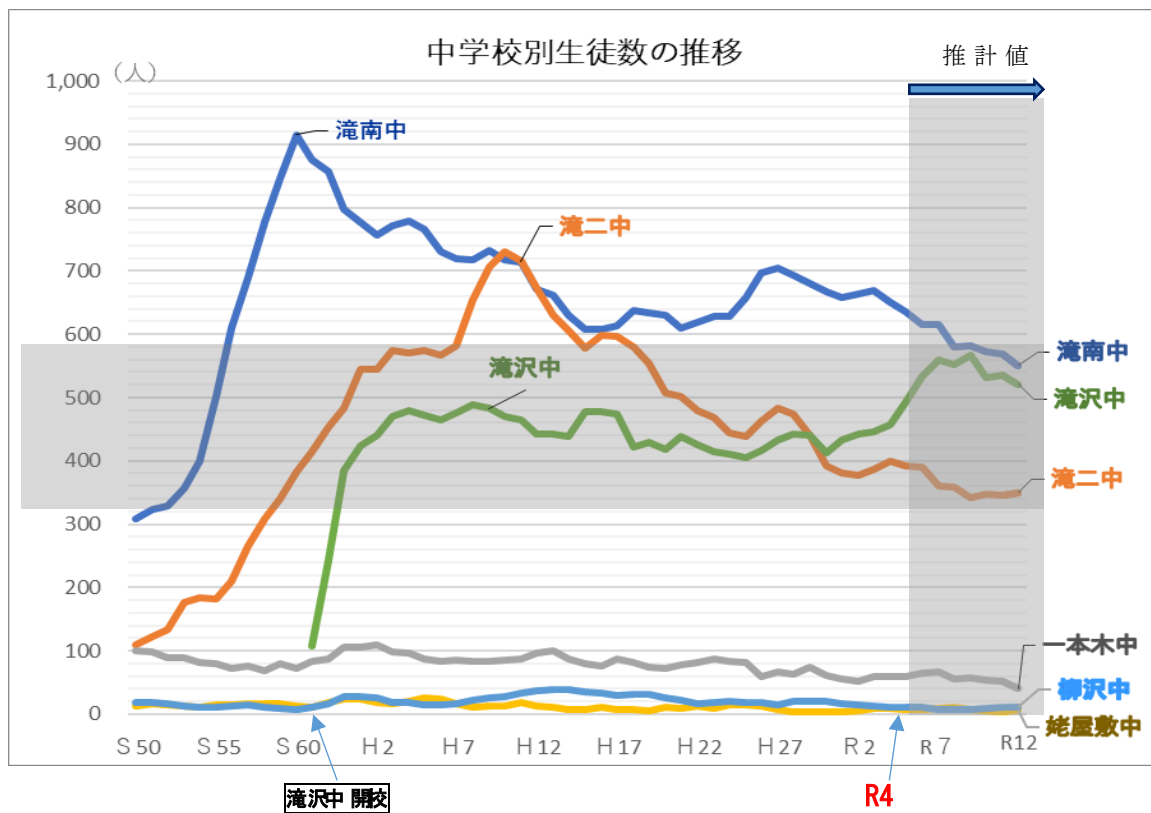
(児童数は通常学級在籍者数)

### (3) 中学校毎の生徒数の推移

滝沢市の中学校については、下記のグラフ「中学校別生徒数の推移」のとおり、昭和 50 年は 5 校でしたが、宅地造成により滝沢南中学校生徒が昭和 60 年にピーク（915 人・22 学級）となり、翌年の昭和 61 年には滝沢南中学校から分離した滝沢中学校を開校し、現在は 6 校となっています。

滝沢南中学校はその後生徒数が減少していますが、依然県内では有数の大規模校となっています。滝沢第二中学校は、平成 12 年に生徒数 672 人でピークとなり、その後は減少に転じています。また、ゆとりが丘・せいほくタウン等の宅地造成により滝沢中学校生徒数の増加傾向が続き、令和 9 年にピークを向かえ、その後減少すると予想されます。

一方、小規模校である一本木中学校及び過小規模校である姥屋敷中学校、柳沢中学校については緩やかに生徒数が減少しており、姥屋敷・柳沢両校は複式学級となっており、市内の中学校については生徒数が多い学校と少ない学校の二極化が進んでいます。



	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
滝南中	生徒数	308	502	915	757	719	671	614	619	704	664	669	650	636	616	615	580	581	573	568	551
	通常学級数	9	13	22	19	19	18	17	17	21	21	21	19	19	19	19	18	18	18	18	17
滝二中	生徒数	109	181	383	545	582	672	597	480	484	377	386	399	393	391	361	358	342	347	345	350
	通常学級数	3	6	10	15	17	18	17	14	14	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
一本木中	生徒数	100	80	73	110	86	96	87	81	66	51	60	59	60	64	67	56	58	53	51	40
	通常学級数	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
姥屋敷中	生徒数	13	14	12	19	17	13	7	12	7	6	9	9	7	8	9	11	7	6	4	7
	通常学級数	2	2	2	3	2	3	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
柳沢中	生徒数	18	10	8	26	17	36	29	16	14	15	13	11	11	11	8	8	8	9	10	11
	通常学級数	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
滝沢中	生徒数	0	0	0	440	475	443	474	426	433	443	446	457	493	533	560	552	566	531	536	521
	通常学級数	0	0	0	11	13	12	13	12	13	14	14	14	15	17	18	17	17	16	17	16
合計	生徒数	548	787	1,391	1,897	1,896	1,931	1,808	1,634	1,708	1,556	1,583	1,585	1,600	1,623	1,620	1,565	1,562	1,519	1,514	1,480
	通常学級数	19	26	39	54	57	57	54	51	56	55	54	52	53	55	56	54	54	53	54	52

(生徒数は通常学級在籍者数)

### 第3章 学校規模の検討について

#### 1 滝沢市の学校規模の状況

国が標準としている学校規模は、「学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）」により、小・中学校ともに 1 校あたり 12 学級以上 18 学級以下ですが、地域の実態その他により特別の事情がある時はこの限りではない、としています。また、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（昭和 33 年政令第 189 号）」では、適正な学校規模の条件として、標準規模と同様に小・中学校とも概ね 12 学級以上 18 学級以下としています。

「公立小・中学校の国庫負担事業認定申請の手引き（平成 27 年文部科学省作成）」では、「【表 1】学級数による学校規模の分類」により、1 校あたりの学級の数によって、過小規模校から過大規模校まで分類しています。

滝沢市の学校規模については、「【表 2】学校規模の推移」のように、平成31年4月の滝沢中央小学校の開校により、滝沢小学校が過大規模校から大規模校へ移行しました。一方、柳沢中学校は令和3年度より小規模校から過小規模校へ移行しています。9ページのグラフ「小学校別児童数の推移」及び、10ページのグラフ「中学校別生徒数の推移」から考えると、今後の本市の児童生徒数は、小中学校ともに徐々に減少し、大規模校は適正規模校へ移行する見込みですが、小学校は過小規模校が現在の2校から3校へ、また中学校は生徒数が多い学校と少ない学校の二極化がさらに進みます。

【表 1】学級数による学校規模の分類

過小規模校	小規模校	適正規模校	大規模校	過大規模校
小学校5学級以下 中学校2学級以下	小学校6～11学級 中学校3～11学級	12～18 学級	19～30 学級	31 学級以上

※「公立小・中学校の国庫負担事業認定申請の手引」参照

【表 2】学校規模の推移

<平成30年度> 滝沢中央小学校開校前

※（ ）内は通常学級数

過小規模校	小規模校	適正規模校	大規模校	過大規模校
姥屋敷小 (3) 柳沢小 (3)	一本木小 (6) 滝沢東小 (11)	篠木小 (12) 滝沢二小 (18)	鶺鴒小 (27) (H27:29)	滝沢小 (31)
姥屋敷中 (2)	一本木中 (3) 柳沢中 (3)	滝沢二中 (12) 滝沢中 (13)	滝沢南中 (20)	

R3.4月～

H31.4月～

<令和4年度> 滝沢中央小学校開校後

※（ ）内は通常学級数

過小規模校	小規模校	適正規模校	大規模校	過大規模校
姥屋敷小 (3) 柳沢小 (3)	一本木小 (6) 滝沢東小 (11)	篠木小 (12) 滝沢二小 (18)	鶺鴒小 (20) 滝沢小 (24) 滝沢中央小 (19)	
姥屋敷中 (2) 柳沢中 (2)	一本木中 (3)	滝沢二中 (12) 滝沢中 (14)	滝沢南中 (19)	

## 2 協議における主な意見

学校規模の適正化・適正配置については、文部科学省では「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」において、少子化に対応した学校規模の適正化は全国的に大きな課題となっており、各市町村が主体的な検討を行うことを求めています。しかしながら、地域のコミュニティの核としての性格を有することが多い学校の統合の適否の判断は、教育的観点のみならず、地域の様々な事情を総合的に考慮して検討する必要があるとされています。

そこで、本市における適正な学校規模について、学級数の多い学校と少ない学校とのメリット・デメリットを比較し協議をしました。

※下記に示す付番は順位制を示すものではありません。(以下同じ)

	大規模校（学級数の多い学校）	小規模校（学級数の少ない学校）
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>①様々な児童生徒との関わりにより、多様な考え方に触れることで、学びが深まる。</li> <li>②集団による活動を通して、社会性や規範意識、コミュニケーション能力を身に付けることが可能となる。</li> <li>③学習面や学校行事において切磋琢磨する機会が多くなる。</li> <li>④様々な種類の部活動が設置され、本人の希望に沿った部活動を選択できる。</li> <li>⑤子供同士の学び合いや教職員や地域の人との対話等を通じ、自己の考えを広げ深める「主体的・対話的で深い学び」が可能となる。</li> <li>⑥教職員が多く配置されることで、教職員同士の意見交換や学び合いの機会が増える。</li> <li>⑦経験年数や専門性、男女比等のバランスのとれた教職員配置が可能となり、充実した教育活動を行うことができる。</li> <li>⑧教職員数が多いことで、小学校の教科担任制が可能となり、児童がより専門的な知識を学ぶことができる。</li> <li>⑨中学校教諭は、教科担任は1学年のみの指導となり、複数学年の教材準備が不要となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①児童生徒一人ひとりに教職員の目が届きやすく、個々に応じたきめ細やかな丁寧な指導を受けることができる。</li> <li>②複式学級では、間接指導の時間（子供たちだけで学習する時間）があることから、自ら学習へ積極的に関わろうとする態度が育つ。</li> <li>③小規模校は、大規模校で適応できなかった児童生徒の受け皿にもなっている。</li> <li>④教職員の目が児童生徒へ届きやすいことで、問題行動の予防的指導が有効に機能する。</li> <li>⑤教職員同士の意思疎通が図りやすく、相互の連携がとりやすい。</li> <li>⑥大規模校と比較すると、保護者や地域の方の協力や連携が深まりやすい。</li> </ul>

デ メ リ ット	<p>①個の発表の機会が少ないため、自己肯定感、自己有用感を育む機会が少ない。</p> <p>②大規模校の友人関係や生活に馴染めず、小規模校へ転校するケースがある。</p> <p>③小規模校と比較すると、保護者や地域の方との連携が困難となりやすい。</p> <p>④教職員が児童生徒一人ひとりへ目が届きにくく、個々の把握が困難となりやすい。</p>	<p>①部活やクラブ活動の選択肢が限定される。</p> <p>②クラス替えがないため、一度友人関係が破綻すると修復が困難となる状況がある。</p> <p>③小中9年間同じ学級集団での生活となる場合、転入生がその集団に馴染めないケースがある。</p> <p>④教職員が手をかけやすいため、児童生徒の自主性が育ちにくい場合がある。</p> <p>⑤教職員が少ないため、学校行事の際は人手が不足する場合がある。</p> <p>⑥中学校教諭は、全学年の授業を一人で受け持つことから、3学年分の教材研究が必要となる。</p>
-------------------	--	---

### 3 協議のまとめ

- ①大規模校と小規模校、どちらにも良さがある中、学習指導要領に基づいた児童生徒の資質・能力の育成に向けて、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を充実させ、「主体的・対話的で深い学び」を実現させていくためには、教職員及び児童生徒数が一定以上必要であることから、適正規模で学べる環境を整える必要がある。
- ②本市の今後の児童生徒数の減少を考慮すると、1学年1学級の学校となるのはやむを得ない状況であるが、児童生徒同士の学び合いにより切磋琢磨できる環境を整えていくことが望ましい。
- ③クラス替えは、新たな人間関係の中で集団を形成することで、児童生徒自身の成長につながり、個性を伸ばす機会となることから、各学年に複数の学級数を確保することが望ましい。
- ④中学校の部活動は、生徒の個性や能力を伸ばす上で大きな役割を果たすものであり、生徒自身の興味関心に応じて、多様な選択を可能とするためには、ある程度の生徒数及び教職員数の確保が必要である。
- ⑤小規模校では、児童生徒一人ひとりに教職員の目が届きやすいことから、個々に応じたきめ細やかな指導をすることが可能となる。
- ⑥小規模校では、大規模校に適応できない児童生徒の受け皿となっていることもあり、小規模校としての良さを検討することも必要である。
- ⑦児童生徒数の減少に伴い、全国的に小中学校の統廃合が行われている中、学校は地域の核としての役割もあるため、地域の中での学校の存在意義についても大切に考えていかなければならない。また、最終的に学校の統廃合の判断が必要な場合は、住民説明会等であらかじめ決まった方針を周知するのではなく、当該地域と協議の場を重ねていくことが望ましい。



## 第4章 学級規模の検討について

### 1 滝沢市の学級規模の状況

#### (1) 通常学級及び複式学級の編制基準

1学級あたりの児童生徒数を定める学級編制については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）」により、国の基準に基づき、下記【表1】及び【表2】となっています。国の基準では、小学校は1学級の児童数35人（ただし、令和7年までに段階的に実施）、中学校は1学級の生徒数40人を標準学級としていますが、岩手県では、令和元年度から全ての小中学校で35人学級を導入しています。

【表1】通常学級の学級編制基準の変遷（単式学級）

次・年度	1次	2~4	5次	6次	7次	少人数学級編制（35人）の導入																				
	S34~38	S39~53	S55~H3		H5~12	H13~17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
国	50	45	40	40	40							小1										小2	小3	小4	小5	小6
県	58~55	49~45	45~40	40	40	小1	小2						中1	小3	小4	中2			中3	小5	小6					

← 少人数指導（加配）
← 選択制 →

【表2】複式学級の編制基準

区 分		小学校	中学校
2個学年 複式学級	第1学年の児童を含む場合	8	8
	第1学年の児童を含まない場合	16	

#### (2) 通常学級の児童数（小学校）

本市の小学校で30人を超える学級が多い学校は、滝沢小学校、鶴飼小学校、滝沢中央小学校の3校となっています。また、姥屋敷小学校、柳沢小学校は複式学級となっています。

【表3】通常学級の児童数

（令和4年5月1日現在）

学 校 名	通 常 学 級							計
	1年	2年	3年	4年	5年	6年		
篠木小学校	児童数	61	42	49	53	42	59	306
	学級数	2	2	2	2	2	2	12
	1学級の人数	31 30	21 21	25 24	27 26	21 21	30 29	
滝沢小学校	児童数	114	122	119	133	128	130	746
	学級数	4	4	4	4	4	4	24
	1学級の人数	29 29 28 28	31 31 30 30	30 30 30 29	34 33 33 33	32 32 32 32	33 33 32 32	
滝沢第二小学校	児童数	76	72	73	78	71	79	449
	学級数	3	3	3	3	3	3	18
	1学級の人数	26 25 25	24 24 24	25 24 24	26 26 26	24 24 23	27 26 26	
鶴飼小学校	児童数	90	111	95	96	104	119	615
	学級数	3	4	3	3	3	4	20
	1学級の人数	30 30 30	28 28 28 27	32 32 31	32 32 32	35 35 34	30 30 30 29	
一本木小学校	児童数	15	27	11	20	25	22	120
	学級数	1	1	1	1	1	1	6
	1学級の人数	15	27	11	20	25	22	
姥屋敷小学校	児童数	2	1	3	3	5	1	15
	学級数	1	1	1	1	1	1	3
	1学級の人数	2	1	3	3	5	1	
柳沢小学校	児童数	2	3	4	1	3	4	17
	学級数	1	1	1	1	1	1	3
	1学級の人数	2	3	4	1	3	4	
滝沢東小学校	児童数	39	36	50	32	54	47	258
	学級数	2	2	2	1	2	2	11
	1学級の人数	20 19	18 18	25 25	32	27 27	24 23	
滝沢中央小学校	児童数	93	105	96	116	87	88	585
	学級数	3	3	3	4	3	3	19
	1学級の人数	31 31 31	35 35 35	32 32 32	29 29 29 29	29 29 29	30 29 29	

※ 黄色：30人超えの学級、水色：複式学級



(3) 通常学級の生徒数（中学校）

本市の中学校で 30 人を超える学級が多い学校は、滝沢南中学校、滝沢第二中学校、滝沢中学校の 3 校で、滝沢南中学校、滝沢第二中学校は全ての学級で 30 人を超えています。また、姥屋敷中学校、柳沢中学校は複式学級となっています。

【表 4】 通常学級の生徒数

(令和4年5月1日現在)

学 校 名	通 常 学 級				
	1年	2年	3年	計	
滝沢南中学校	生徒数	205	209	236	650
	学級数	6	6	7	19
	1学級の人数	35 34 34 34 34 34	35 35 35 35 35 34	34 34 34 34 34 33 33	
滝沢第二中学校	生徒数	140	127	132	399
	学級数	4	4	4	12
	1学級の人数	35 35 35 35	32 32 32 31	33 33 33 33	
一本木中学校	生徒数	17	21	21	59
	学級数	1	1	1	3
	1学級の人数	17	21	21	
姥屋敷中学校	生徒数	2	4	3	9
	学級数	1			2
	1学級の人数	2	4	3	
柳沢中学校	生徒数	4	3	4	11
	学級数	1			2
	1学級の人数	4	3	4	
滝沢中学校	児童数	173	138	146	457
	学級数	5	4	5	14
	1学級の人数	35 35 35 34 34	35 35 34 34	30 29 29 29 29	

※ 黄色：30 人超えの学級、水色：複式学級

2 協議における主な意見

文部科学省では、「令和の日本型学校教育の構築を目指して」（令和3年1月26日中央教育審議会）において、全ての子供たちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現を目指しています。また、それぞれの学びを一体的に充実し「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげていくことが求められています。

この実現にあたり、子供たちのより良い教育環境の在り方を検討するため、本市における適正な学級規模について、児童生徒数が多い学級と少ない学級とのメリット・デメリットを比較し協議をしました。

次ページ(P16)の表中、児童生徒数の少ない学級のメリット④において、『乗り入れ授業』についての意見がありますが、これについては、現在、岩手県では全国で唯一、学級数が少ないために、すべての教科の教員が配置できていない中学校に非常勤講師を配置する「中学校きめ細かな指導対応事業」が行われています。この事業により、姥屋敷中と柳沢中は、音楽・美術・技家・体育の非常勤講師が、一本木中には音楽・美術・技家の非常勤講師が配置されています。この事業が無くなるとそれぞれの学校の中学校教員が免許外の音楽・美術等の授業を行うこととなり、一人の教員の指導時間が増え、小学校への乗り入れ授業は困難となります。

	児童生徒数の多い学級	児童生徒数の少ない学級
メリット	<p>①学級の中で、多様な考えに触れる機会が多く、児童生徒が豊かな人間関係を築くことが可能となり、多くの交流により学び合う経験が増える。</p> <p>②学級の中で、社会性や規範意識、コミュニケーション能力を身に付けることが可能となり、集団の相互作用により思考力の育成が図られる。</p> <p>③実技を伴う体育や音楽の授業においては、集団的な活動を通して授業の効果を高めることができ、集団の力を発揮することが可能となる。</p>	<p>①教職員が児童生徒一人ひとりに目が届きやすく、個々に向き合う時間が増える。</p> <p>②限られた人間関係の中で、児童・生徒同士の人間関係が深まりやすいことで、安心感をもって落ち着いた学校生活を送ることができる。</p> <p>③小中併設校の場合、児童の学習状況と生活状況を事前に把握できるため、中学校へ入学後、安心して生活することができる。</p> <p>④小中併設校の場合、中学校の教員が小学5、6年生へ「乗り入れ授業」をすることが可能となるため、小学生が専門的な学習ができる。</p>
デメリット	<p>①児童生徒数が多いことで、学級内での一人ひとりの活躍の機会が減る傾向にある。</p> <p>②教職員の児童生徒一人ひとりへの把握や、十分な指導を行うことが難しい。</p> <p>③テストの採点や、通知表の記載、生徒指導対応など、クラス人数が多いことで教職員の業務量が増加する傾向にある。</p>	<p>①友人関係が一度破綻すると、限られたメンバーの中では修復するのが困難となる。</p> <p>②多様な考えに触れる機会が減るため、互いの考えから学びあい、問題解決を図るなど切磋琢磨する経験が減少する。</p> <p>③子供たちからの発言の引き出し方や授業展開など、教員の指導方法により工夫が必要となる。</p> <p>④複式学級は、1時間の授業で2学年分の教材研究や準備をする必要があり、教員の負担が大きくなる。</p>

### 3 協議のまとめ

- ①児童生徒は、集団生活の中で多様な価値観をもつ仲間と交流し、豊かな人間関係を築きあげながら社会性や規範意識、コミュニケーション能力を身に付けていく必要があるため、一定数の学級人数であることが望ましい。
- ②小学校・中学校では、基礎的・基本的な知識・技能の習得と、思考力・判断力・表現力等の育成のバランスが大切であり、日常生活の中で多様な考えに触れながら、話し合う活動が必要である。
- ③児童生徒数の少ない学級は、教職員が児童生徒一人ひとりに目が届きやすく、個々に向き合う時間が増え、きめ細やかな指導を行うことが可能となる。
- ④教育環境を考慮した場合、学校全体の人数も大切だが、むしろ1学級の児童生徒数が一定数あることが重要である。
- ⑤教職員の業務負担軽減が課題となる中、多忙化の解消のためにも、2学年分の授業の準備を必要とする複式学級の解消を視野に入れ検討する必要がある。

## 第5章 学校施設と通学状況の検討について

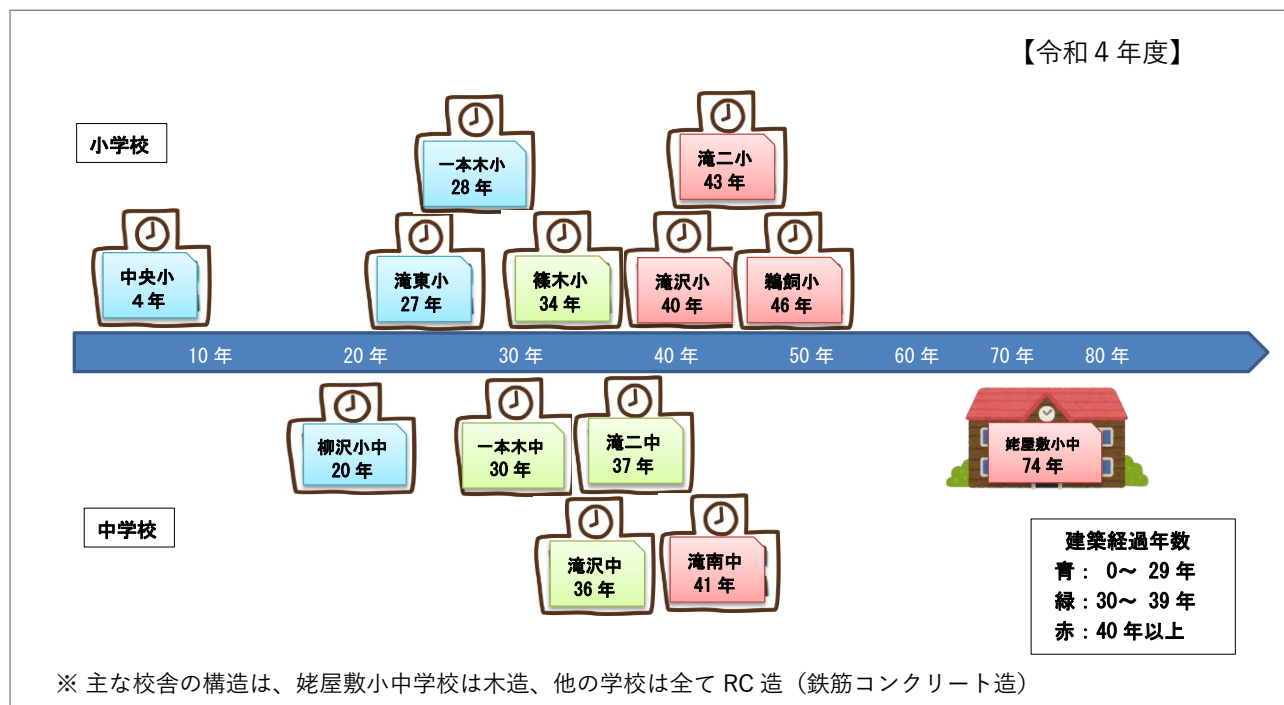
### 1 学校施設について

#### (1) 学校施設の建築経過年数

学校施設は、教育活動を行うための基本的かつ重要な要素の1つであり、本市の学校教育目標である『明るく かしく たくましい子どもの育成』の実現のために学校施設環境の充実が必要です。

「【図1】建築経過年数」は、本市の学校施設の建築経過年数を示したものです。令和4年度現在で、主な校舎の築年数が40年以上の学校は、姥屋敷小中学校、鶯飼小学校、滝沢第二小学校、滝沢小学校、滝沢南中学校の5校となっています。同様に築30年以上の学校は、篠木小学校、滝沢第二中学校、滝沢中学校、一本木中学校の4校となっています。市内小中学校13校中9校が築30年以上経過しています。

【図1】建築経過年数



#### (2) 学校教育施設の施設別方針

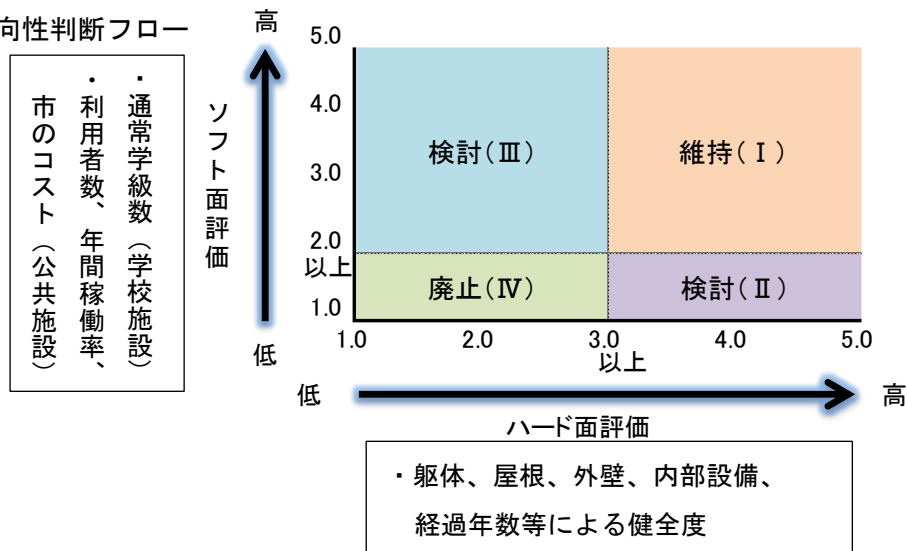
本市においては、厳しい財政状況が続く中、滝沢市全体の公共施設の在り方の検討のため、「滝沢市公共施設等総合管理計画（計画期間30年間：2017年～2046年まで）」を策定し、公共施設の管理に関する基本的な方針を定めています。この計画においては公共施設の総量を縮減させつつ、充実を図るという「縮充」の考え方で進めることとなっています。学校施設については本計画の方針を踏まえ、学校教育施設の個別施設計画を策定し、客観的な指標をもって学校毎の将来像をとりまとめています。

公共施設毎の将来像をとりまとめるにあたり、市では令和元年度に、ハード面での評価（躯体や屋根、外壁、設備等から健全度の評価）及びソフト面での評価（学校施設は通常学級数の数、他施設は施設利用者数）を実施し、一次評価による客観的な定量評価により、現状を見える化しました。この定量評価においては、学校施設の評価は、ハード面では建物の傷みが大きい学校、ソフト面では学級数が少ない学校が相対的に低い評価となります。

ハード面及びソフト面の5段階評価を指標とする2軸評価により、4つの象限（維持、検討（Ⅱ、Ⅲ）、廃止）に分類したものが、【図2】となります。

また、「【図2】方向性判断フロー」に基づき学校施設について作成したものが、下表「【表1】学校教育施設の施設別方針」にまとめられています。例えば、施設が老朽化し、かつ通常学級数が少ない学校については、最終的な評価が低くなります。

【図2】方向性判断フロー



【表1】学校教育施設の施設別方針（対策内容と実施時期）

	施設名	定量評価 一次評価 結果	方針(計画)				方針(見通し)			
			2019(現状)		2026(第1期)		2036(第2期)		2046(第3期)	
			方向性	内容	方向性	内容	方向性	内容	方向性	内容
1	滝沢市立篠木小学校	維持Ⅰ	存続	現状維持	存続	現状維持	存続	現状維持	存続	現状維持
2	滝沢市立滝沢小学校	維持Ⅰ	存続	現状維持	存続	現状維持	存続	現状維持	存続	現状維持
3	滝沢市立滝沢第二小学校	維持Ⅰ	存続	現状維持	存続	現状維持	存続	現状維持	存続	現状維持
4	滝沢市立鶴飼小学校	維持Ⅰ	存続	現状維持	存続	現状維持	存続	現状維持	存続	現状維持
5	滝沢市立一本木小学校	検討Ⅲ	存続	その他	存続	その他	存続	その他	存続	その他
6	滝沢市立姥屋敷小学校	廃止Ⅳ	存続	その他	存続	その他	存続	その他	存続	その他
7	滝沢市立柳沢小学校	検討Ⅱ	存続	その他	存続	その他	存続	その他	存続	その他
8	滝沢市立滝沢東小学校	維持Ⅰ	存続	現状維持	存続	現状維持	存続	現状維持	存続	現状維持
9	滝沢市立滝沢南中学校	維持Ⅰ	存続	現状維持	存続	現状維持	存続	現状維持	存続	現状維持
10	滝沢市立滝沢第二中学校	維持Ⅰ	存続	現状維持	存続	現状維持	存続	現状維持	存続	現状維持
11	滝沢市立一本木中学校	検討Ⅱ	存続	その他	存続	その他	存続	その他	存続	その他
12	滝沢市立姥屋敷中学校	廃止Ⅳ	存続	その他	存続	その他	存続	その他	存続	その他
13	滝沢市立柳沢中学校	検討Ⅱ	存続	その他	存続	その他	存続	その他	存続	その他
14	滝沢市立滝沢中学校	維持Ⅰ	存続	現状維持	存続	現状維持	存続	現状維持	存続	現状維持

※滝沢市公共施設等総合管理計画 個別施設計画（第Ⅰ期 2020年～2026年） 学校教育施設より

市内の全ての小中学校について、方向性は「存続」となっていますが、網掛けの6つの学校は、その方向性の内容を「その他」としています。これは、適正な児童生徒の教育環境の整備のため、今後検討が必要であると位置付け、施設の縮充の考えの方針はあるものの、校舎の改修・修繕をして存続させるかどうかも含めて、地域との協議が必要であると判断したことによります。

この評価において、「廃止」と評価された姥屋敷小中学校は、建築年数が74年を超過し、木造校舎であることと、学級数が少ないことがその理由となっています。

また、「検討Ⅲ」と評価された一本木小学校は、体育館の老朽化と学級数が少ないことによるものであり、「検討Ⅱ」と評価された柳沢小中学校、一本木中学校は建物は概ね問題ないが、学級数が少ないことがその理由となっています。

## 2 通学状況について

通学にあたっては、「【表2】学校の適正配置（通学条件）」のとおり、国が示す学校の適正な学校配置の条件として、「通学距離が、小学校においては概ね4km以内、中学校にあたっては概ね6km以内であること」「通学時間が、概ね1時間以内であること」を目安としています。

【表2】学校の適正配置（通学条件）

	通 学 距 離	通 学 時 間
小学校	徒歩・自転車 概ね4km以内	概ね1時間以内
中学校	徒歩・自転車 概ね6km以内	概ね1時間以内

※「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」より

なお、通学にあたり、児童は徒歩通学、生徒は2km以上の距離がある場合は自転車通学を認めています。本市では標準的な通学距離の定めがないものの、国の基準に沿った運用としており、小学校においては概ね4km以上、中学校においては概ね6km以上を超え、通学時に公共交通機関を利用する児童生徒約400人には、遠距離通学費として、バス・電車等の実費を助成しています。（「【表3】遠距離通学に係る助成」参照）

また、篠木小学校では約2割が電車を利用しており、滝沢小学校では約3割の児童、一本木小学校では約5割の児童がバスを利用しながら通学しています。滝沢南中学校では約1割の生徒が電車を利用してしています。

【表3】 遠距離通学に係る助成

学校名	児童生徒数	支給人数	助成額	交通手段	備考
篠木小学校	309	75	1,017,660	電車	小岩井地区 JR田沢湖線
滝沢小学校	760	208	7,106,100	バス	あすみ野団地
一本木小学校	113	64	1,956,805	バス	いずみ巣子NT
小学校計	1,182	347	10,080,565		
滝沢南中学校	687	53	2,353,052	電車・バス	※季節により利用する公共交通機関が異なる 小岩井地区 JR田沢湖線
中学校計	687	53	2,353,052		
合 計	1,869	400	12,433,617		

※ 令和3年度実績（バス又は鉄道利用者分）

### 3 協議における主な意見

学校教育環境を検討する上で、児童生徒にとってより良い教育環境の要素としての学校施設及び通学状況について協議しました。

#### (1) 学校施設について

- ① 市の施設方針である「縮充」の考え方も理解するが、児童生徒の安全に関わる問題でもあるので、学校教育施設はより慎重に進めることが大切である。
- ② 「縮充」の方向性の中、「安全安心な学校」での学びは最優先に検討してほしい。市の個別施設計画による評価で廃止・検討とされた学校についても、老朽化の課題があるが、延命措置を講じながら維持せざるを得ない部分がある。
- ③ 学校の存在は、小規模校ほど「地域コミュニティの中心」的存在であると思う。仮に学校の統廃合が行われた場合、その後の「施設の活用」や学校がなくなった後の「地域のコミュニティ」をどのように再構築していくか、今後考えていく必要がある。

#### (2) 通学について

- ① 以前は、ほとんどの児童生徒は徒歩または自転車通学であり、距離を考慮することが大前提であった。一方、今の子供たちは保護者等による自家用車での送迎が増えてきている状況であり、学校の統合による遠距離からの通学についてのハードルが以前と比較すると低くなっている。しかしながら、特に小規模校においては地域の中での学校の存在価値は大きく、地域から学校が無くなることは抵抗感が大きいと考えられる。
- ② 通学に関しては、単純に距離だけで判断できず、通学路におけるアップダウンや通学路の整備の状況、街灯の有無など、協議の中で出された「児童生徒の安全安心」という視点で現状を把握し、具体的に検討していく必要がある。
- ③ 通学で送迎が必要な地域があれば、例えば市からスクールバスの補助金等を出すことで、小規模校が適正規模校と統合する検討の余地はあると感じる。最終的には地域性や児童生徒数、安全安心、市の財政状況など総合的に判断する必要がある。

### 4 協議のまとめ

- ① 公共施設の「縮充」の方針は理解するが、児童生徒にとって安全安心な学校での学びは大切であり、教育環境の整備は必要である。
- ② 本市の通学状況については、現在、国の基準に準じ、距離が長い児童生徒に対しては遠距離通学費を支給していることから、適正に実施されていると考えられる。



## まとめ

滝沢市の学校教育の在り方検討委員会では2年間にわたり、「未来を担う滝沢市の子供たちにとって望ましい教育環境はどうあればよいか」を一番に考えながら、今後の「滝沢市の学校教育の在り方」について20名の委員で検討を重ねてきました。

本報告書は大規模校と小規模校が混在し、それぞれが二極化していく滝沢市特有の教育環境を踏まえ、様々な視点から検討した内容についての意見をまとめたものであります。

昭和61年に滝沢中学校、平成8年に滝沢東小学校、そして平成31年4月に滝沢中央小学校を開校することにより、滝沢市の学校においては過大規模校が解消され、適正な学校規模が図られ現在に至っております。その一方で、過小規模校が解消されておらず検討が必要であることから、特に「学校・学級規模」の在り方に絞って報告書のまとめとします。

学校・学級規模については、大規模校も小規模校も、それぞれの良さがあることが確認されましたが、ある一定規模の児童生徒数が確保されていることが必要と考えます。また、一定規模の集団の中で、子供たちが多様な考えに触れ、切磋琢磨することを通じて、思考力や判断力、問題解決能力などが育まれることから、望ましい学級編制を考えた場合、滝沢市においては少なくとも「複式学級」について、その解消が必要であると考えます。

また、「学校施設と通学」についてもご意見をいただきました。特に、築74年を経過する姥屋敷小中学校においては、個別施設計画による施設の評価としては「廃止」と判定されました。一方、「検討」と判定された柳沢小中学校と一本木小学校、一本木中学校については、施設の躯体の状態による判定上は、安全上・機能上は概ね問題ない状態であるものの、学級数が少ないことから「検討」とされたものです。

これらの学校については、施設の「縮充」の考えのもと、校舎の改修・修繕等を含め、その存続についても地域との協議が必要なものとされており、本委員会においては、学校・学級規模の検討に委ねるところであります。

通学については、遠距離通学をしている児童生徒に対し、遠距離通学費として公共交通費を助成することで、通学距離や通学時間が適正に保たれております。今後も、「安全安心」の視点で現状を把握しながら、児童生徒が適切に通学できるよう期待しております。

滝沢市では学校規模の適正化に向けて、新設校を開校することで、過大規模校を解消してきた経緯があります。本委員会においては、現在置かれている過小規模校の状況が必ずしも望ましいものとは言えないとし、今後、特に複式学級の解消に向けて「学校統合」も視野に入れることについても意見として出されました。

一方で、委員の意見の中には、小規模校で学ぶことの良さや少人数ならではの教育活動が展開されていること、特に過小規模校は地域の核となっており、地域における活動拠点やコミュニティの大切な場となっているとの意見もありました。

「滝沢市学校教育の在り方検討委員会」としては、国の方針と同様に、過小規模校の解消、特に複式学級の解消に向けた検討に取り組むことが必要と考えます。しかしながら、具体的な計画を策定する際は、地域の方々と十分な懇談を重ねながら取り組まれることを期待しています。

本報告書が、滝沢市の小中学校の適正規模・適正配置など、今後の学校教育の在り方を検討する上での一助となることを期待しています。また、市教育委員会においては、子供たちの「生きる力」を育むために、子供たちにとって最も望ましい教育環境について、保護者や地域との連携を通して、次代の担い手を育ててもらうことを願い、報告書の結びとします。

# 資料

## 1 滝沢市の学校教育の在り方検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 滝沢市立小中学校の少子化の進行に伴う児童生徒数の減少、地域的な偏在化を踏まえ、児童生徒が社会変容に適応するための「生きる力」を育むために伸ばしたい能力や、そのために相応しい教育環境など学校教育の在り方についての総合的な検討を行うため、滝沢市の学校教育の在り方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について検討を行い、滝沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告をするものとする。

- (1) 学校の適正な規模及びその配置を含めた望ましい教育環境の在り方に関する事。
- (2) その他教育委員会が必要と認める事。

(組織)

第3条 委員会は、委員20名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域教育団体の代表者
- (3) 保護者の代表者
- (4) 学校関係者
- (5) その他教育長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、令和5年3月31日までとする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、必要と認めるときは委員以外の者を出席させ、意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は教育長が定める。

附 則

この告示は、令和3年7月26日から施行する。

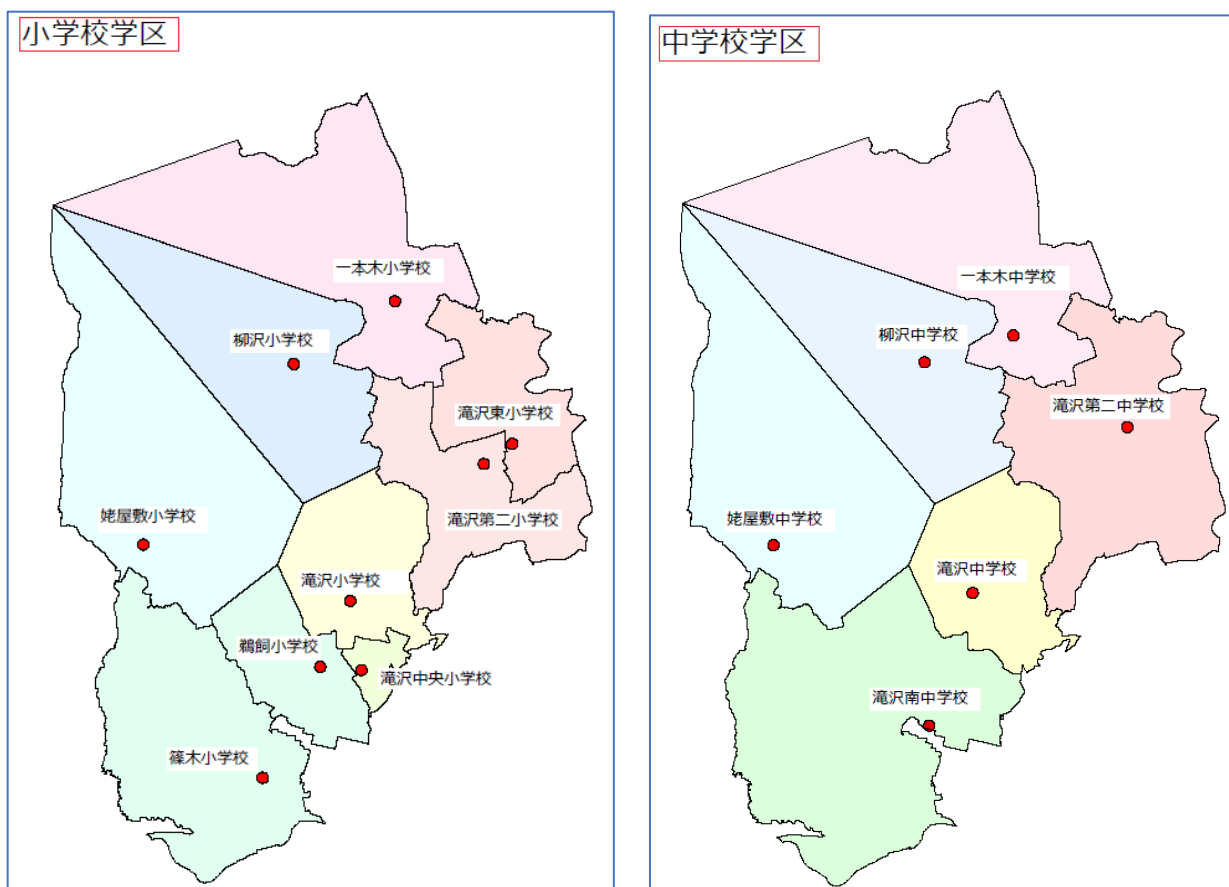


## 2 滝沢市の学校教育の在り方検討委員会 会議の開催の状況

検討委員会は20人の委員により、令和3年から令和4年にかけて6回にわたり、滝沢市の学校教育の在り方に関する検討を重ねてきました。

開催回	開催日時	主な検討内容等
第1回	令和3年 9月27日	1 委員長・副委員長選出 2 検討委員会設置の趣旨 3 小中学校の状況について
第2回	令和3年 11月30日	1 学校規模による教育活動について 2 滝沢市の小学校における学校規模による授業について
第3回	令和4年 5月24日	1 学校規模による教育活動について② 2 小中学校の施設の状況について 3 小中学校における通学の状況について 4 滝沢市の教育について
第4回	令和4年 8月31日	1 これまでの会議の整理 2 報告書作成（素案）に向けた検討・意見交換
第5回	令和4年 12月20日	報告書作成に向けた検討
第6回	令和5年 3月20日	報告書のまとめ

## 3 小学校学区図・中学校学区図



滝沢市の学校教育の在り方に関する報告書

令和5年3月発行

発行：滝沢市教育委員会

編集：滝沢市の学校教育の在り方検討委員会